

大阪働き方改革推進会議・基本方針 ポイント (2025年5月)

- 平成30年（2018年）に成立した「働き方改革関連法」が、令和6年（2024年）4月1日にすべて施行及び適用されるに至った現在においては、大阪府域の課題に直結した個別の施策の充実に軸足を置き、働き方改革を確実に浸透・定着させていく段階となっている
- 「中小企業の町」大阪は、働き方改革を中小企業等に浸透させていくことで、成長と分配の好循環の恩恵を強く受けることができる地域
- 「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、中小企業等において持続的・構造的な賃上げを実現していくことが重要
- 大阪府の人口減少により、中小企業の人材確保が課題となっている面からも、働き方改革を中小企業等に浸透させ、魅力ある職場とすることが重要
- 取組に当たっては、大阪府域の課題、外国人材の増加、DXの推進・DX人材の育成に留意が必要

《 大阪の動き 》

2015「大阪働き方改革推進会議」設置
2016～2019

ロードマップの下で相互連携
全国に先駆け金融機関が参画

2020～2022

毎年度実行計画を策定し取組実施
以降

毎年基本方針を策定し取組実施

《 政府の動き 》

2017「働き方改革実行計画」策定

2018「働き方改革関連法」成立

「労働施策基本方針」策定

2019「働き方改革関連法」順次施行

令和7年度取組の 考え方のポイント

賃金引上げのための環境整備と生産性の向上、人材確保対策等及び長時間労働の抑制といった相互に密接に関連する取組を、一体的に実施することが重要。特に、中小企業等の賃上げができる環境整備を進めることを最重要課題として取り組む。

一体的な取組事項

(1) 賃金の引上げのための環境整備と生産性の向上

「賃上げ」支援助成金パッケージ、省力化等の大規模成長投資補助金等の支援策、賃上げ促進税制の活用、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組、パートナーシップ構築宣言の実効性強化、「買いたたき」防止、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知啓発、「三位一体の労働市場改革」の推進、「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく支援、同一労働同一賃金への取組、無期転換ルール等の周知等

(2) 人材不足が顕著な分野における人材確保対策等

運輸、建設、製造、介護、医療関連及びインバウンド関連分野等の人材確保対策等

(3) 長時間労働の抑制

・ ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間（11月）

建設業、自動車運転者、医師に対する時間外労働の上限規制等への対応、「しわ寄せ」防止等

その他の取組事項

(1) 多様な人材の活躍促進と魅力ある職場づくり（男性の育児休業取得を含む仕事と育児・介護の両立支援、女性活躍支援等）

(2) 多様で柔軟な働き方の実現（テレワークの推進、副業・兼業の適正な普及促進、フリーランスへの対応等）

大阪働き方改革推進会議

構成団体

行政機関	労使団体等	金融機関
・ 大阪府 ・ 大阪市 ・ 堺市 ・ 大阪労働局 ・ 近畿総合通信局 ・ 近畿財務局 ・ 近畿厚生局 ・ 近畿農政局 ・ 近畿経済産業局 ・ 近畿地方整備局 ・ 近畿運輸局 ・ 大阪出入国在留管理局	・ 連合大阪 ・ 関西経済連合会 ・ 大阪商工会議所 ・ 堺商工会議所 ・ 大阪府商工会連合会 ・ 大阪府中小企業団体中央会 ・ 大阪府社会保険労務士会	・ 大阪信用金庫 ・ 池田泉州銀行 ・ りそな銀行 ・ 関西みらい銀行

オブザーバー

近畿税理士会、全国労働保険事務組合連合会大阪支部、大阪産業保健総合支援センター、中央労働委員会事務局西日本事務所、大阪府よろず支援拠点、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

最低賃金のための環境
整備に関する作業部会